

東大阪市公告第 1 5 4 号

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 5 条第 4 項の規定により貸与した次の臨時運行許可番号標は、東大阪市自動車臨時運行許可に関する規則（昭和 4 2 年東大阪市規則第 5 1 号）第 5 条第 1 項の規定により紛失の届出があり失効となったので、同規則第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

東大阪市長 野 田 義 和

臨時運行許可番号標番号          大阪    1 3 - 3 1    東大阪